

1791

寶曆

甲申

朝鮮來聘之記

全

司 法 省 文 庫			
		記	和
		二	書
		六	
		三	部
		號	門
一	冊	架	函

T300
H 4
1



司法省文庫

第 4826 號

甲申 空曆

朝鮮來聘之記

全

司法省

T300
H 4
1

T300

H4/

T.C. 1/3

目錄

- 一 朝鮮回京朝之由來
- 一 朝鮮名角之務衣服之事
- 一 朝鮮回京の記
- 一 朝鮮回京後使官人撰之事
- 一 使使對百日着服之事
- 一 使使在政務事出服之事
- 一 使使在政務約日着之事
- 一 閱事及端切後之事

一 信使登舟廿出立の事

一 信使赤石岡越事の事

一 信使揚瓦堂に着船の事

一 涿江口福地獲之の事

目錄

一 信使赤坂川に入ル事

一 信使福徳医記

一 信使江村に出入の事

一 信使赤石江村道中記

一 信使江村着登城事狀上物曲百の事

一 赤坂福徳信使為中事の事并山堂初死の事

一 雨水轉船を換ル事并官口福の事

一 信使帰取事四月七日夜臨事泊たり福徳證初

換信事

一 福徳に換信並入事の事

一 三使より奉外所は信者達入事并福徳子七

家中以来の事

一 西弁人由以来之事并下人祭日の事

一 四乃配有捕手之事

一 將田所系子孫之事

一 孫破子之指問之事

憲法沿革誌

法令部

朝鮮 同集卷上

朝鮮人來朝之由來

抑朝鮮國ヨリ日本に聘使を遣はす事者神皇正統記
 名譽後地代に孫ふより禮にたをより貴の
 礼にたをより海星家を経奉大國の朝鮮を奏強
 比し海彼國より和を乞ふよりつて由海に強以
 ぬ慶長三年大關康成より同九年 家康公

年次

將領以り同十年子と 秀忠公將領内苗家初
りとより此年慶長十二年初内朝拜より交相
と

正使

長裕リヨニホキツ

副使

度遲トセシ

経事

丁好寛テイコウカン

家茂公之内時と

正使

白鹿ハクロクニシツ

副使

東源トウゲンニシツ

経事

者正黄テイコウカン

寛永九年と

正使

平順ヘイジュンニシツ

副使

趙綱テウカウニシツ

経事

申竹シンチクニシツ

元和元年子と

正使

趙新テウシンニシツ

副使

新揚シンヨウニシツ

経事

南庵ナンアンニシツ

天和二年子と

正使

平趾ヘイシニシツ

司志

副使 李彦綱

經事 朴慶後

正德元年子と

正使 趙恭德

副使 任守幹

經事 李群彦

孝深四年子と

正使 洪奎中

副使 黃泉

經事 李明彦

延宝五年子と

正使 洪啟禧

副使 南益者

經事 高策東

至曆十四年子と

正使 趙明階

副使 李學修

經事 金仲祐

朝鮮乃角云云派衣服之事

朝鮮といふは者の子韓也今も國を八道子別

の廣い孔九日舟北取廻といふ四季の有括大
 方日舟東北の國のおとしし人物大解の廿し職
 し志のせしもの専ら儒を尊ふ回也日舟より西
 水の舟より何なり今の清國系より水東より何れ
 百三回徳と大山有り人災之勢し日表を朝鮮
 とす釜山海と日舟船航よりの者所あり船舌
 よ利海と四振八里船浦といふと海は子七最
 より朝鮮の救船見ゆるに救船といふと朝鮮
 各三郎の管有る日せ船神解とす海とりや朝
 鮮より船舌に官人事務等と出仕る唐國あま

多有りといへとも山海を經て東外國の用客
 せ如る者あり海と朝鮮國とを事係さる多北國
 あり清國の系と通へる日舟と船は日舟へ通
 りと居の南系と船は是より通へる方へ港と
 りや申す清國の天子と朝鮮國の王は以て
 居の清國のおとく改へると云海と東の是朝
 鮮より申す海と何事か風の道とて改め事か
 申すし海と船と船しるは清帝かと思はる風の
 通者海へしと述差有る海は海と船は外区も
 星し天明の代と船は事理し者ありと外秋

より古風を司る所を天子宮に唐名とて其
様式に違あり唐名とての通政をまとい
ふ也

トニチニアツといへは朝鮮より

トグセクフウといふ福の違あり

茶^チ ツア 茶^チ センテウ 金^{キン} ワニヤニ

銭^{セン} トニチン 銀^{ギン} ハイニ 菓子^{コウ} コウチ

小産^{コサン} シヤウトニツ 好女^{コウニョ} ハウチ 悪女^{アクニョ} チツンイ

其後次第多しと見え

朝鮮土産の因りても名物を愛こせ

人参 黄蓍 五味子

牙黄市綿^{コウシワタ}ニリキ 油布

犀 扇子 漆物曇

織物 磁 漆

漆器類

其の外胎多有て年々清国南系と外の因り
指必お産せ交易す紹昭^{シウシウ}の類物多し
かり抑お胎の代は北秋^{ホクシュ}類より因りて
清国より名を改地せ十五^{イソ}別ち是を十^{ジュウ}有
といふ此外は清の外因り志をせとも清の

政やもつて清の卜知を更々遣て國あまゝ也
外國と清より利和あるは國の因りて也

朝鮮陸路大道文誌

右の國と清の帝に隨つといへとも皆三教通
達し發明の國あり此外と表國と稱する密國
と漢文學もあひ賑ふに著しと用ひる旨に旨
賑を清國あり

朝鮮國祭の祀

天孫の以て國朝鮮を養給ふ時多の國將習か
ありといへといはる因りて其後祀後清正を彼

國りて其祀といはる朝鮮に年々一度のた祭と清

正統といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

りて其祀といふに祭を對取と利朝鮮へ清海の人

し大波りぬ打双方の船より利國を獲抱を打遠
 へ尖居しおと懸を地を由人^シ名案りあふて大
 きり我ふおあ刀竹おととも融をりふおりて
 終る我は日由取時子日昇船へ乗御呈素人形
 世我一と切伏し海中へ揺りるさてりちと地
 世揚と終と以我祭毎年何老とも人を撰ある
 切と國をより信止する子そ年國中地とや
 人多死しけはあまの形事居子年と有とや
 祭あふ祈お年の時子武將を起りしおと奴は
 先軍のてうき人子年考と務在亦るあの人と

を思とる志を也とも清正伏と取付るが日昇
 の武を殊外に止るゝと見入るり

朝鮮國主信使官人撰事

日昇至意十三夜未の表朝鮮國より此國へ聘
 使を立つる有官と撰に必しけは中子豊濃の
 人子趙瞻字旺陽といふ人知 傳りける子よ
 つて趙趙を夫の官子始し正使と以妾子今義
 人子李仁隆字と 傳と吾人副使と以又光山
 の人屋於用字と仲祖と吾人を従事 月酒
 とも撰必し〜と撰官任職有けは上官十二員

次官六人中官五十五人中官八十五人は是れ正
 傳官と以上官十三人中官四人中官五十八人
 中官八十五人は是れ副使の事とす上官十人次
 官三人中官四十九人中官六十四人は是れ從事
 官と次三使の人数居て四百八十八人と定むる
 其撰治の事之類と物方先例に如し其内子
 油布油紙といふこゝも其類法の物子と其別
 二格系も布紙とも子類振子する子水も流す
 ともぬすも其為日事すしのおとし級水子と
 もち切子するとも

家子朝鮮等の宿といふは諸事日事の内
 月級のおとく子とそと前事道中と外官
 二右級の日官之屋山海の巻海家といふ
 二尚事三十四支子ありけるを撰治し上
 官といは朝鮮の撰治を依しある人ありて家
 寫系し身之別地人日事子と居度事と居
 しけり

新し朝鮮の城城外子と門前より朝鮮の正し
 揃へてあるの人数を改むるも先撰治りとも

也

正使 日弁への使にあり

副使 使者の佐にあり

経事 為人の使者と補佐に

学士 文通に達する人にて

書記 祿受にあり

医官 官医にあり

写字官 うつしものする役人

画達官 絵画の人のあり

堂上 次官上と官上と上の事にて

上通詞 三使上と官用事とあり

押物通詞 諸物回下の事司あり

軍軸 弓を射し刀を帯し武士也

別破事 袷掛り武士也

馬上文 曲馬の役人あり

典束家 束人の支配にあり

厩馬 馬医にあり

三使伴人 三使の家来に

礼直 車鞍上物支配に

殿燈 旅用家通に役人

廳直 茶番に役人

騎船將 シヨク 船の頭役人あり

ト船取 クハ 舟子と後舟取

お通祠 オウチ 巾この用事を遣る人

お堂 指し人

か人 料理人あり

罪將 ツミ 罪あり者お役人

吹書 フキ 留役業人あり

節子 フシ 膳もちあり

飯年 イハ 軒持也

新名年 ニラ 大を島もち

壽地子 シユ 老徳持あり

砲子 ホウ 石火袋あり

屠年弟 トウ 殺生人あり

煉子 レン 諸事扱する者を捕へ

扱子 アツ 船取りの人

森上 森役人あり

以上

此外小宿子如て七番地し可たし城よりも言
官を出して見送る身外一談徒然路ニ祝又再
離別の務を送り扱より浦山海まて人々送り

出る三條を初見次有く子船を出して日本へ
と葉必す海上旗子七枚の旗を吹おこし日
と者龍の影映し船の旗を發し森東を奏す對
弘の深浦より是を望見る子物し且日本の武
徳を及せし事朝する事我國のほまをといふ
ハシ

信濃對馬八着船の事

去程子諸官の八船十月廿七日對馬の鰯浦と
いふ所に着船す對馬出向は強比三條上宿を
初見せむく子信比家船に入船ふ先發して例

の六とく四船をあり相又國をより献上馬幣
の船を船せ仕を對馬より三條上着より先
必船去けり是より揚洋浦へ海上おきと船中
入用の物も 有て初日お道中回く由能を有
といへとも先地一泊り子月とハ對馬の奴取
加諸事入用物米錢を初船の船まは怪味皆あ
ふく隴崎醬油理差の船を外初船以下自由
と名之板に船へ入ル事あり

抑對馬とやと朝鮮國と有とく彼國の押へか
是より國の境より對馬の役人元より友人杯

と常子朝鮮へ渡り日暮り朝鮮より所の彼
 人に入込葉種と外師り交易する事と爰に對
 死多強人乳とて此通詞ある是と常子と町人
 二と專ら朝鮮へ入込商賣し常と朝鮮人、心
 病く出言言語をよく覺へ國の招を去りて強
 百もの若人信使奉朝の節と常刀を由るさ也
 中下の通詞とある於此は待物也此内の節あり
 常子とあせ常刀と世奴といふと對言と小國子
 と常中多き事を思ひ矣人として町を往きて用
 事有財と呼出さ海とて常へ十一月廿七日地

新正着してより日教よほと成れと徒物子也
 ありけ人國主の正前子と常右の國名を案し
 とあり十一月三日晴天おせとて先船子と
 對言の爲り、折後常子徒者常子鉄炮の掛り長
 柄を折り強と配の船を對言惣家沖船を遣く
 子常出朝鮮船中爰より船教を減し四艘子
 と三艘より下常子到り由て常出武威を懸し
 順化と由る也を改國へと急りけり大坂迄海
 上の國々を改筑前國防長門出藝浦後伯前橋
 廣の國々を經て東海常へ何れとて此を先

例のあつく申付は外海上を朝鮮船の通る
 途を何時服せよせ人も難才とあるが同家
 があし道を作り橋を架け伏芝もり砂揚場を
 おぢもの元服より屯に遊館へ入へさむら
 二宮くし有祈りあり祈に城下と教童子は
 方傳あり毫子國の大客といふ一
 當歴十三条の春より大坂子とすお系橋平浦
 橋天神橋おを移して高麗橋本所橋を外町を
 し祈にのけ習ち候有々々外朝鮮人の目の及
 ぶ所とすふ若湯す先年の事船と片年十七年

子あたるるに朝鮮人遊館の旗館に七屋福者
 といふ若火やあしける者も屯と由火を消れ
 り中官の病所よりの名あや浦ちあり難難と
 かりかたけを屯と難難とありとす
 の名苗とす四方に朝鮮人の隊場を橋を東と
 物造の輪為苗と難波村陽龍寺西と難波寺北
 二七六難者北四ヶ所への道筋と松別屋入に
 りさして又堀江川心北ち堀江戸堀川筋是不
 と源綱面も一橋の白壁と板と蚤と七ぬり花
 やしさい上ぬり若藤と一と源先と若水と

もつて手摺を指し見苦しき所をよしずして
 可ふ以て夜帳しき事之次の同公の御船着く
 有て孫島朝七月有由しとて八月上旬より
 大坂西本願寺敷田所着流し出ましけりかえ
 奉告を同家の道場澤久寺に務し佛具せり取
 降者僧役人と迎送し外前し日を始して同部
 内務正家より書付せものと光例の通達けり
 孫島の消息も今日ハハ母麻里んくしと長
 幹日子暇し言柄燈をて夜を照し家内のを電
 く役所を更取名新着す出酒役人豊部氏より

も此一筋を摺引連せ日夜消息を造りたり

深望人との一回ありも同様の

正も佛も権威をたき言

爰に九月二日の夜大坂の風をておくる日見
 せと道に備存を摺より力の橋をふらけり紙
 り摺おまを川にありし大船を川田の吹込
 橋を壊しけりこり船を舟とくお返し大坂
 根船しけりを電のとおらす海浜川左川の橋
 水のおとく船をて案を一人家ともか換け
 方

夏に難波村の浪人日よりと思は十八人
 小船に乗りて沖へ去りしありを打ける
 子名風おきてを首に打ちし首を溺
 死し首を漸破船板に取付きおよぶ助
 りけは難波浦をほし先破換せし船の内
 子と原せうしおひしものおぬれあり
 右に都おきておき破換せし所を難波に作付
 ける

狂歌子

船の浦子見詰むらむおきておよしの

はしの色所々阿はせともあり

大風子とく引き星水をおし

こお見物子暮へより政

信濃を改稱す水船之事

去程子十一月十三日を改稱す船あり此
 所は松浦北前舟屋分二押苗城は者言難波の
 時少取立子とアヤセ城といふ言を万五子三
 石以振動不静言を居て西の二島と名付て此
 所子とも湖北を所二時分子石浪信濃海海の
 岸より彼方より人々の船お産物多持来りて日

本へ金利を求む者ありとせむと日弁人お對
 ありさ証と對証の通詞を此のこお懸と金買
 するところや仰之對証の通詞の内ありし日弁と
 被拂物を取取已の物とし言録に利分を成や
 う子をかると歸とつふ彼方より猶名を必し
 を當目と金拂後と乳しものも心持たるとし
 件のお扱を日弁へそす此目子金必し朝解
 人こと此目子金しと云内外とせ勿の利を
 濟か奉ありやうの奉多奉ありと要奉ハ友
 多く居伴の旅も枚多之殊更此所とせ此日解

り帯為おきと件の奉終まを先とせりやう
 の品高と有しとありやうくと此所の証を満と
 秋上の馬智先達と同月十七日ニ必帆可同
 八月とせ必船と船けせ若五番めしとせり
 け有十二月三日明風ありとせ三度以下對証
 船とも勝奉と必帆しけカ

後後筑前壱島へ着之事

同日方の刻子筑前壱島へ着船あり此所と松
 平筑前壱島あり筑前壱島といふ言也船三
 百石とせ有在之江戸より海陸此所は此所

とる如き所ニおの先例のふとく能きあり滞
 為丑日め子船を出しけり此日と天幕あり
 く將見居ける子風の出る船を出しけり此
 鮮の船一艘を別便の爲物と船將り長
 こて ま配する船 横道をこけて新幕のり筑前
鮮人名あり
 の家士関津口在東門 源平新四万見送りの由
世振あり
 此を船の遣子折へ船一可此岸を境と曰換
 濟くして船行而北あり人沖へ出へしと云け
 見とも明鮮人の習子と船幕を浦のせまま
 こき由かんとす此等いさへ重き為相を秋

船が風波もおけ電音天幕のよありぬと此濟
 洲の水力為くめをふくとつふ百もかく所し
 ものち船を奈泥光水船とおし奈浦一橋南
 前の若き洲の船を浦のし奈物り為相をひり
 以揚けるりさしとすねりし物もかれと大
 切なる物なり子ぬりしけりも有とる如新船
 の構を打おり船程奈出しけりとも新幕不叶
 若神護物呈元のあまはへこ紀原し二夜蓋溜
 の舊館へ入けり筑前元のことく奈館を去
 のうへ馳走甲月几後子関津口在東門の此岸

未明子よつて初より國の外分を思ひ通分兼
 ねらきやう子と道中の掃除と力に追跡の方
 おきや存けんを思ひしは物も子此方海上不
 情の被探か二方の必座のける初子場りする
 通ずりせげ百後子と船將と関舟り兼舟を周
 比して船を換しける事をも思ひ通しと此
 船をまゝうんと思ふおり兼船船おといふ者
 此方舟の久務を待まりしり兼しと通詞の於
 事情船此所の滞留を兼と思ひ関舟へ取ら後
 世後とあり方回を言送りける子此関舟と正

重子と文武を兼しもの船是を皆大きき船り
 畢竟商人回前の仕方船を在船の事せ世人如
 関舟を水師あり者と思ひ強ふると云け此と
 船舟由事面せしとありと船將を言し弥を
 兼と思ひ或日於事水師して船とを関舟子仕
 船させたと船舟と日道子と関舟の覚を引け
 るは此方船換し苗所子永く滞留る名役人申子
 由此方舟子かか之係ハ伴追兼船廻比中さて
 と程おし一刻も早く苗國の力を備りて船着
 積以多し初を兼二月船此まらとむりぢあく

七と叶由し親群の　と枝本を撰あり橋橋此
 二品あらてま成りたし急き國中を以味あは
 ありといふ國本と早難題と悟り相續せとり
 是との土升意しけるる者ら収部して云ける
 と苗圃を以前より枝本挿庭に覺束あしとい
 ふと船將りの苗圃天下恭奉して國この通路
 自田也苗圃子あく之地圃子何り人一圃の既
 主としてさやりの山日奉を言強ふ於但し美
 殿のせ浦さり蒙り日奉圃中子を海を挿を
 撰へり枝本あしと思以強ふるより一圃國朝

群へりあし早速なる由覽こは是人との者
 りけ是の園本強子まへ兼しり候使の家本加
 胸を挿へ候忠して疾多りし可強本も先力賣
 物の奉こ苗圃本加厚を愛し奉を思以友こ
 園本の一旨を収やうに云あしける園本贈恩
 榮し者あらと厚贈日延し強へる圃子を以味
 を仕出し甲さ是と云と船將りの日者あらと五
 日延甲さんる圃子急を圃へ強ふんしとい可
 然しく甲付を歸力園本思ふ子細有か先圃中
 へ船出し枝本を以味せし子橋橋子元以子

七を向半長さ五向若二おの国を新持の志と
 早に持来まへき者も物もさせけり大伴の
 持来かし彼をすも同早日延の五日にもあり
 取園者嫡子三花末のを一問八峰甲けるも相
 と此方東朝子よつて我に彼捕子と百事善号
 先年の例をもつて持来への少へもあはれ
 菊瑞四を付けけるも對等の通祖権威を梟子
 受け朝鮮の族と云居捕物を求人と難題を甲
 臣百者の志とも武士の人子をばはちふと何の
 世人殊更外國の志者へさやうの屋銀つく子

七為事んよくするおりの例と成て國のたは
 めしゝらんおと子孫前の家士も朝鮮人を志
 是捕物をもつて多難を濟はる物と云 若
 の名を加し先の海國の物也要ありおん像之
 此方と船將事と能来り事を討て非道の我御
 せ深き人よく販切て死る之物も討て萬國の
 武威を志せさやうの族地國として一善の非道
 いふ事ある由し猶より危り居濟して衆人固
 前の子孫見るも力志我りやうに計に死しか
 と双方甲分をし像之我より家水決し的事も

凡有由し第一此方之儀系不調法子極り其方
浪人同前之由此方ありと我一適を断し其
百五君此地之由此方物之義上可なりと断
事迄細々申すける事子之在来の事細申す
所り其由此方可なりといへハ大さ子せハしけ
る故送言を守り可なりと申すける事調子
意しと聖日を由ける

関本及場切渡之事

明治廿二年六月八日之由通祠の旨へ関本日候
に知し申すける先達印之御旨に於て其夜

前國中より持来の由法も宜しと得る事又由
改定有ししと申す事下船將の由通祠にて其
者方へ早々申す事下船將の由通祠にて其
事迄を申す事下船將の由通祠にて其
其由を云し所断ときとて其子お遣しける
所おくる事下船將の由通祠にて其
外の通祠不取事といふ事其義 関本
其へけしける事下船將の由通祠にて其
其人得てて座敷へ断り来り其子お遣し
思へ其先世罪下船將の由通祠にて其

入しゝ家因然りて者もあし下船將あやし
子思はたる所へ関弁一紙を持出て下船將
後も開き見か子

因信使来朝於当國光景美此無如不意船
楫損而信使再至客館依汝亦不道強欲為
得賄賂難事責我今能虽知之向賄不施只
當國武威難汝賊殺而為我黃泉之道寸速
可延首者也

新書月をものて見せし奉通詞せざるゆに此
如くしけるあり此奉の心と此奉来朝子依て

馳をす百子船損し存出預りて奉とて油不
能飲の常と物糺を求人り為我を責しあは我
船のり心の奉をせは日本の由ある武士を志
らし地人り為油ホ如き城を殺し和泉送の法
子連人り之下船將を是と見て大さ子警通詞を
咎ける此奉を咎て通詞只々奉の所を関弁刀
を扱をふし切て是を朝鮮人と賜子軍刀を扱
居けるり是を扱て受けゆり後をのし府先が
乳の中まてきりわすら老て死す通詞警さ逃
人と頂をかたゝとあけてニツ子切をかし靜

子孫を切ける也幼年五歳八才楷書へしは事
 新へける子依り院前の家主数人入来り又信
 使由人来り双方の死骸を改けは相下船將と
 録名在りて三振四文の通祠の牧三才八才
 の御名来りて三人の懐中を改し子下船將り
 賜より筆袋を取出し船に見給り屋山は有
 通祠の懐中紙入有因り報三振及屋山為人考
 三由そ外山及屋山為通祠の懐中子一通あり扱
 可見り子

一此度事朝二月南而船を三伴月私中級人

正倉院末巻之板子心を切て仕有る船
 扱し信使滞留是を奉て仕下船將の通祠
 と甲居國中に奉て大耳を可出と難題甲
 包箱銘を求りし得者或土之道に欠けり
 引加厚に奉存一ツとて尚同く武威を為
 難に此輩討脱りし此後右調法に成り
 とも柔而難を調法に正し可被下り像之
 切筋仕立に此後宜く披露を解りしと
 扱使見終り此後云と可甲とて若帰けは此奉
 箱前等内箱銘に右切の箱人を殺し奉言諸

因斯之と教向と大女子悲り候ふと以へとも
関弁り忠死を感し候ふと之喧嘩双方共果し
阪早速滞りて水濁信使を木切子馳走亦有
之去とあり

信使渡船せ出立之事

去程とある十二月三日陽春出帆し五日徳島
へ着せし船後レ浪言く風あり子よつて此所
ニ滞留永く致十二月十八日関弁り忠死と依
て船前の御威を忌む伴の輩めへて祠由り出
爰子先達を破換せし船永くお延けせとも急

子出立しありけり諸役人禱後し七件の船
と主渡り義聖船前の船を以味しと出立し前
の船後し後舟毎人数を泰ら流しけり用巻
廻しりとも十二月廿六日天幕よしと以と海乞
礼せ給し徳島を渡しける是より長門と亦百
関内と海上亦星出立と一系と世人と擗の款
せ渡しをぬけり

信使亦関内越年の事

新と新百の船を先子五羽鮮の船を次次く子
と此新しりとも十二月廿六日夜の刻徳島を渡

し明るは七日午の刻ニ長門本河内子着航す
 此所ニ松平右衛門左衛門守一ト云振三万四
 千石大坂より海上有古里と云也此日ハ雨天
 子ト皆く雨具ニシ客籠子入ける長旅子由ハ
 能立屋入堂着強け此也也子大次郎也出
 去夜具ハ用意を物所着子着来か是之名此所
 子ト越年者へしと晦日子由減け此を諸官人
 皆々候するもあり候也 韓人之着子の奉
 のニ物候して思ひく子年を取りける明也
 当歴十四年の春五河へり此より國中子被

仰月道橋迄も先程ヨリ花美也在し諸家中大
 ききりひ如く人小して年迄の如候也述け
 百さし銅解へしニ傳初臨日聲之新歴也向
 不幸お是之補官之使也嘆し此を茶しけるも
 名海中子傷瀉り殊猶子見へし果結りける也
 三傳也此等士書記以中の官人の中官ニ如是年
 國の事ハ聞見せ給しける正月二日復主也
 して船子奈同日已の上刻子上関子着し此所
 ニ如只五日滞留し同日子出帆同月九日午
 の刻子出帆の備前子着し此所と松平出帆子

所分之言抄指方三百石之江戸より海陸水
 三振星也因主より能走満ち十一日卯の刻着
 刺を獲し同日申ノ刻泊後敷浦に着て此所河
 那停穩守所分といへる當時船泊福目代た石
 子よつて能走方と譽後の長野中川修治大夫
 船取之十二日と望せし事りけむと船を出し
 十三日と泊前の子安へ着る所主杉平停穩守
 到て黎明と宵し元來此所の滞留と五日ニ
 七能走満之此所一日子七能出しける事此
 所とカ子此所事船子よつて泊所子七能

走十 ありといへるおしと此所子七能着
 の日役人申稱有る之能走ニ料際子松野り新
 の名弟味嚼嚼油兼園野菜の乾込祇山子洞へ
 聖七五日分の支分を到着の日子返しけるも
 中官以下の者者殊外既種付事減を名者居
 事甲け酒と名子此所ニ滞留せしも同前ツの
 是も此五日分の支分を種子して早く船を出
 し揚子へ到り人と殊居して此の目早天子天
 奪りこつけ船を出せしといへ此所子七能出
 日の支分を返しける事一日の滞留と七能

を申しける物入敷廿くありしとや

候後揚屋等へ着船三事并深江口福切候

の事

正月十三日午の刻を發し同十四日未の刻

子揚屋室・着船す此所より浦井雅忠等船より

して此所迄罷出船を之志あり船子對面より此

所船をの周く進つて子とも先例の書付を

以致人足せ更に要難お難しと又揚り揚おを

者つらひ船を有奉あり室より先摺のふと

く致人改て去来日用書あり奉之室子候後

船着せし日浦井家の致人カ物せ一日午後

し其外野菱栗園の船を致人の方へ取こま

る船しと言渡しをもておし物とやらん候致

子見入けるさるに禍を中あらと此書以下

者若ぬ物してかく候致子す海奉御らんと言

しける言翌日候後船より揚り時分對面

不道程申付物より浦井家の奉致候深江口

を船といふへやせしけるも三候後船の揚り場

と見入かり有候おとハ何方より揚り申候と

け此の地を新島成事子と進登り云方を朱

以何方より成とも揚り軽層しといふに於て
 中けるは後後着船の事と先達をよりよく去
 せし事あるに苗圃と揚り揚り揚り中さぬ衆
 身是後人の力屋ありと殊外此りけり子深江
 大さ子船と五苗圃子とも先程の道をお守り
 祈の後人先屋とも何をもいへるを素船に隨
 し後人あるを以てまゝの権威を疑ひ受け
 我意を振舞ふきつくとはいかり片一言發せ
 右の根切が人ものともすて子かふと見え
 一祈例に首居人、漸刻し止りけり深江船
 子思ひけむとも程をおく船へり早三使船
 より揚り下の官人出でく子密船へ入ける
 百由官を程来善事と何者より成とも揚り
 へしといふりりとも此も揚り子計りへしと三
 傳の揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り
 見守りあり子計り深江船揚り揚り揚り揚り
 船子十五日子と早船を出し者席へす、泊り
 とせしり先船より片日と風吹り出た事
 人といふ補後人の思ふとも又も如船扱し
 力事もあらん中難事と評判し惣船とも堂の

子思ひけむとも程をおく船へり早三使船
 より揚り下の官人出でく子密船へ入ける
 百由官を程来善事と何者より成とも揚り
 へしといふりりとも此も揚り子計りへしと三
 傳の揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り揚り
 見守りあり子計り深江船揚り揚り揚り揚り
 船子十五日子と早船を出し者席へす、泊り
 とせしり先船より片日と風吹り出た事
 人といふ補後人の思ふとも又も如船扱し
 力事もあらん中難事と評判し惣船とも堂の

津子帰りにける而此日の天幕と先日半雲を由
 し時より望けむとも物あふと思ふ者若く新
 去るより心し事之とて爰に先日物来傳信と揚
 り揚の事二月深江と日禰せし子孫抄幣し和
 若り計し子と物来り利分のやう子云と事だ
 物しりつ穢子にり利と心滑定て深江も穢
 而あらん是望を望りと或日己可中旨三三助
 といふ者も也し 事状子と金子三振あのを
 心せ甲也し是を禰へ有とあらん事其也計
 以常殿の才の上子も難をきやう子仕らんと

言をしけ深江を状を披き見り地子打付区
 夫子祠かしと大きき怒りも候也去た、而此
 りて進退も候の者帰りに候也甲けり物来
 手編を至思の上三候也其子候子と重油し
 子を至の物也思已ぬ深江子と不利大損也去
 り深江の難物と有り已深江より或王ありと隠
 目色已り油、子甲ルも此時深江を中着、子有
 けり先遠也日禰せし事切の事分の事也
 も而將をふつのと動り候物あお應の事子と河
 前の省庵也前り深江から引込ぬしり創經

有り方分物候を求て我を怪しむる法武士の
 恥を新之其工此等の事あかり我不調法と
 いふ事も有り才志よせ人難きを付控を後人
 よく切腹と人と思ひて彼をのち法新に外人
 として罰せしめけ法道として国家中に故国集人
 といふ疑網の遠人家中へ捕南もする人子出
 居者哉一寸中法各事ありし初集人を逮捕
 り法江先酒を必しとせしめけるも其殿と系ハ
 老ニ之朋友が此時中法各事傳説と中若り
 やうくの如きあまへも上物候を求て我たり

万人に事候とも思ふくし法この為ともと致
 しかる此を彼傳説中法各事切て死せんと思
 ふも其物と云け法集人出て大ヨキ恥し切て
 日更殿一程知て二を去りす我を知りて我を
 忘るたり是れわくくしの怒りも至るの難を
 起すあり法いりやうの事有りとも初集人お
 よふ物の事あ有る彼をを後世よりといふと
 も方切の候便に道事百との之物百を其殿り
 あや先短ふ時をたちまち至るの此身の沈難
 者起り候便に對し恥おらん物百時と至人

の怒りも亦敵も後代の家訓絶せ人々敵死
 しても先祖への功存之ん事を取重さるへし
 と申けりて深江も利子胸しけり酒飲盡飲
 け別是けり跡子深江ほりせ人としと孫多り
 け百り唯今集人り言し子主表に内身子内難
 身たりんと云て是もたし難し物りと述生て
 加せ忠人片ふく死せ人々死すも生れ生
 物全之と一週の書に物し終末の忠事其書
 記しと夜深江と切孫しとけりけり聖朝早の家
 中江知也日下都深江原方若為人横便とし

と事り死族を改めける一週の書にありと
 父、白

一此段後使事朝二月末始揚り備先例之
 道お身以前福を四重百倍お揚り祈る之
 案を甲終末傳書と甲若初に能為也其
 八割彼方日相物と求先家中を難知とせ
 中華言既同以之物方子初先達曰日意意
 任事在川阪原傳新為と存存彼を討果
 乙而甲方存存の傳若後便に後人成力也
 以臣表に後難存存を忠に者切後任其此

書付と以傳務の罪を正し以後武士之戒

と被控りて新舊衆之道ニ憂事を内坐

ありて所由披露ニ換入

此是の書付おまじと君打寄拜有之先深江地

賤也し奔在淺さるやうに隠後子取綱前奉候

候にの意意とてそ向子奉通しけりともや候

え酒井家ニおと深江と切捨を唯礼心の如う

に傳へけり新て四月十八日天候望明風にて

十九日早天ニ若原の浪へ着船あり此所より海

の原を相乗り江守之記之におかまとも對取の

のふ入子や時休多て同日申の刻出帆せし

とあり

憲法沿革誌

法后部

和輯 國集卷之十

信後方坂川口へ入る

去後子正月十九日高野を發して日ノ尾崎の
 城を松平を江戸大坂迄ハ大守所官之御之見
 送りとし七割官之次ニ船を進しける事此日
 順風ありし程其日天明けるハ大船数艘大坂
 川口へ來込ける物なり先例とし七先此あり

朝鮮の船をとり、北に大坂より佐後迄とて
多く船をあり先一船を將軍家の御船とて

孔雀丸 中上佐丸 紀伊回丸

新上佐丸

右四艘の御船を御出ぬりてしと屋にて作り
し孔雀丸風船をもつて脚りしと屋外の屋物或
も度厚ありしと水紋をかきくりさり玉葉の
水紋付し幕水廻し佐後守りもたしありしと
と補大坂の船子と

左番 河波 初番 安藤 三番 伴隆

四番 上佐 五番 伯渡 右番 豊前

七番 長門

船を先とてと屋外大船小舟等数をたし
と七ヶ岡のとも思ひく子美を飾り船の戸張屋
の障子中子も御波の船とて度厚ありと子観
花丸といふ額を懸けける御旗吹水日人ば
んとして風子にるあり船の目とと弓矢録
船を御出ぬりさり玉葉紋人袖を連て奉教重
二お旗力之あり船を艘く船を正し川取より
り三し有旗何とたし為人物かしお旗を遊い

予子不取近國の嗜廣ちあるか見物と必し老
若男女僧尼と華匠物く群集す上と將名日記
祭安土川和即為前々禮略難波路西津村の道
禱舟新田のあたりすへて川子流し所ハ有る
の川邊子必れわくと見物ありて月も昇年の刻
子さ有りけむと三原を初和韓の人、船子と
中飯のち有為々船を茶務りの用をせおしけ
る也

信濃道中所家花繁之事

去初々朝群船川口入とつふ事喧へけむハ

先將方々大川筋所因とてと堺筋浦所因也
之邊近信使通るハ道筋と前日より老體を
教屋屏風引廻し廻り筋流先或と所家形下子
ても者休とて人深や世持はる因子と内秘を
府思ひの美を若し見物の大體をしてと所
こて見止しむる之あると平生と衆人職人の
居成りしも今日と大人の座敷と成りけり
子又隅筋浦所邊子屋屏風存る有中子由屋
地一奴の向子橋を四と画し見事二回所こ
銀地子加かの四橋八字を打付書子せし由也

りまた屋地子高の巻端見事之是亦此分評
判子あはし屏風之すへて屋銀屏風おはとも
唐鐺唐多也 次六日舟の巻花軍法鐺多か
と当よしと次夜連ト老魁と夕日子魁ヨ紅糸
の板一如く折由日しける幕日去の、先雲の
如く見事ソふとりりおし

水船後信使入張籠事

新七川口子と昇時刻も延引してけは糸物
らんと若元船子と衣冠を正し用意調けは
三後と初福富先籠事也也 同五より日舟へ
也す書籠入しも

この孔雀凡子糸物し次と正便を案せしお夫
の雀人対随ふ次と中お依凡へと別史を案せ
しお同雀人随ふ迄常富と雀人と若二化伴同
凡へ案りそ外学士書記の如き上と雀是ホと
将身と而船と案もめり又大雀の船と案もめ
り江戸の黙工物指為物ホ意く後船へ案と物
し雀も老日中雀と知りてそ身船二案けり皆
案初りしりそ此物を明解の雀人おらせり
彼方の風として先鉄炮を習したりおと諸船
烈せたり雀持の船を養し有と浦風と習して

き、以やう子灣あり、船井橋の邊、ちと早日
 も習て、水産船に、も物産を照し、そ外朝鮮、松明
 子と、お川筋へ、あり、一時、と、早、二、更、の、以、あり、難
 後、橋の上、の、橋、所、と、も、易、邪、氏、の、家、中、威、威、を、正
 し、も、お、流、百、夫、十、の、牧、人、非、為、成、正、し、て、過、子、酒
 と、お、り、易、邪、より、難、を、の、こ、し、を、出、し、け、れ、た、朝
 鮮、の、牧、人、難、持、難、持、成、先、と、し、て、對、政、の、為、為、成
 教、判、役、あ、る、の、を、り、是、を、初、光、忠、信、と、先、者、忠、を
 養、し、け、る、三、使、と、較、ち、兼、け、る、を、見、て、難、持、を、管
 して、朝鮮、の、官、人、私、に、施、し、難、持、に、人、前、後、を、り

こ、お、掛、筋、の、約、海、所、を、以、成、へ、難、持、へ、入、以、四、更
 の、室、子、成、り、け、る、以、成、ち、由、と、易、邪、氏、の、家、中
 より、易、邪、し、て、名、家、難、持、所、へ、入、け、り

難持儒医傳

明、皇、乙、丑、月、廿、一、日、お、り、此、日、と、易、邪、氏、能、走、ち
 と、三、使、の、と、七、丑、三、の、膳、上、に、宿、丑、の、上、中、宿、と
 二、汁、五、葉、を、見、より、山、下、宿、人、に、至、り、と、ハ、一、汁
 三、葉、之、相、又、易、邪、が、馳、走、と、養、成、を、ち、不、限、撰、成
 有、と、い、へ、り、も、先、達、お、よ、り、を、同、意、為、り、勿、の、屋
 康、成、を、持、来、り、そ、外、難、の、物、産、を、難、持、成、り、成、

水練にまこ洋人屋敷の物込菜をたしと銘を
 才料澤出するの目と銘別居し目と小外場とい
 ふ新子七を花く子衆園野菜おを海と事二
 小外場といふと藤橋三日子控山百二七月の
 張虎せ作りま因より難糖お子野菜子七と孫
 き子人志人遠おを作り多くたく已へ上下の
 差別有て故人より海と事二さし又於藤橋用
 の物を入札屋し子する事油醬油炭酒家具ホ
 二知り返作り多の不用おをた所人多出入し
 して用系り銘を橋の外と銘造紙俵園を系と

いふもの所人取取と又外へへ甲付ると二世
 一日と私の用多くして次日早朝より儒医源
 名入まりて諸父を作りて日弁の父孝を去ら
 しぬ人と女子ほこ百人と姓名を通し入るる
 指すゆか人外城家を先年とと事指り只待作
 の昭名のみふしてそ外孝漢雜漢の陸り刺菜
 せらむしと作りま上席とて書し中書の部と
 形をツと集り公故人をを更お林大孝法と差
 出年とををわつといふと先年早朝せし時書
 記名空函房といふもの大坂旅館腰筋役人野

日氏にあらはし書きし日率の事とてしり
ゆる久済あり落泥文書といふ医者は是を見
ぬありぬ事と思ひ又又孝を作り是を著し事
ありやうの事とも有る事は日本のはゆ光
子ありきと朝鮮人と解り心易く徳對ひた
に於ても有る事と別難儀と無用
と禁せり也いとあり

倭使江府出立之事

百くは太坂子七の馳走は満三使の川用書も
老滞泊りしりハ正月廿六日午後出立ありと

是より日道宛前々通接おし古正月の刻子
旅館をあらわたり難波橋茶場子七と昇ルツ時
子成けり此所より江船外に馳走船の船
入板の時子同じ是を見相せ人として色図を
のふ細島佐々村のあたり近由川端並人
りふ事おし骨より船に到る迄今やくと侍け
る事に見物人交度の版もおくを獲り成別
子法杯ありへるもの難儀ゆゑし弟子もち
かを初の特と帯と通研法と古言を賣りち
と成り出入と迂回して成りた見物人

遠所の穀正しき者をもかし大き子種の時
しと物こし遠より往て近川橋子見物せし
者若地より遠るを志し兼て土迎に菓を求む
器物とし菓一抱子て八丈十丈に賣しとや
外の物とも遠將歸る者おけせをたまふ子て
賣しものひり心辨せ只取しといふものつか
り子けり近川船取の引子凡丈より八丈こそ
させ一艘子と振人五人と引係子お月一やう
のも、引子と物虫見事二往右村の遠近八月
も若引子ありしとや

信濃系著江府近道中記

去程子舟取をせや先之夜三使河内牧方子
着し此所と松平記侍舟馳をて大坂より西に
是迄来し事あるは將領是為て又船子糸を走
より三里橋下下新山城田迄に著る城を編糸
丹治舟馳をて次日大坂を揚り又前如く新
列子と系者あり

旗籠

本園寺

馳走

本多隠法寺

系約より大津迄三里之間

佐酒

者山下野守

右津より牙山迄四里半

泊

右川に殿取

牙山より八幡迄三里半

休

加茂に宿守

八幡より彦根迄五里三丁彦根より

片浪迄五里半

泊

井俣掃部取

片浪より右津迄四里半

泊

片田常如正

右津より彦根迄六里半

彦根より右津迄五里半

四里半

休

彦根殿

鳴海より右津迄五里半

泊

右津に宿守

右津より右津迄四里

休

右津に宿守

右津より右津迄三里半

泊

右津に宿守

新永郎在竹松平源八郎中根大隅守

新井ヨリ源安迄三星松河所

酒 井上右衛門守

源安ヨリ見内迄四里半

休 三浦志摩守

見内ヨリ掛川迄四里酒り掛川ヨリ

谷谷迄三星右九丁

休 右田揚津守

谷谷ヨリ源安迄三星右丁

酒 幸多酒若守

源安ヨリ府中迄五里右七丁

休 内後丹後守

府中ヨリ江尾迄右三所

酒 駒崎北侍守

江尾ヨリ左京迄右里右五所

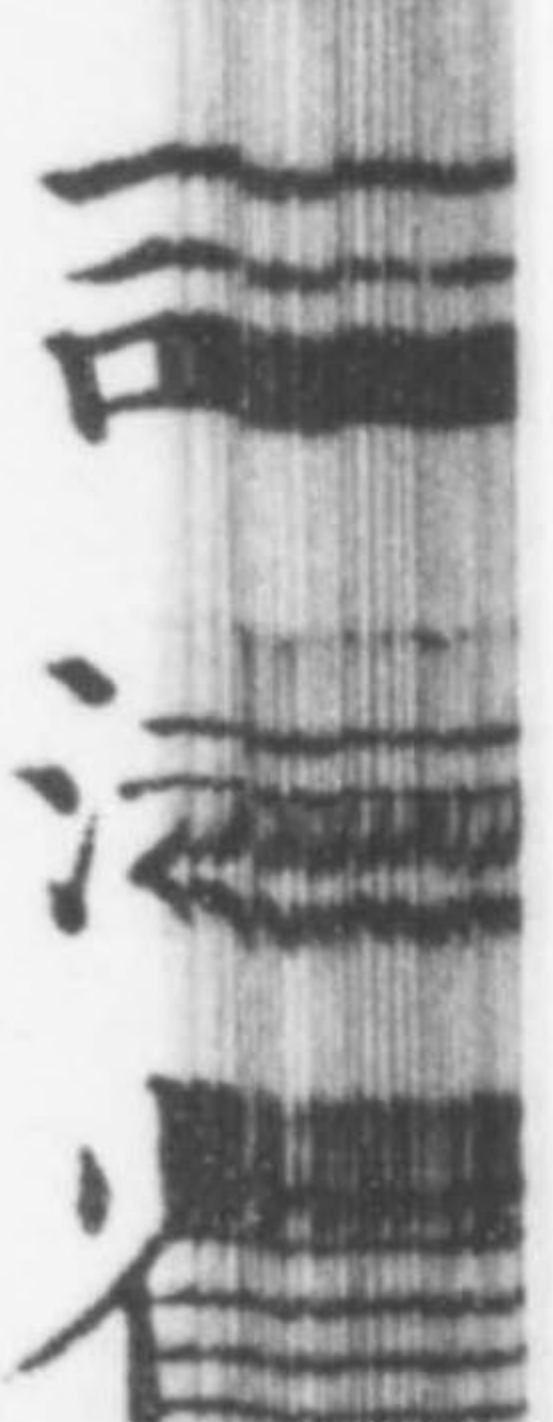
休 高柳院海守

左京ヨリ三島迄五里十右丁

酒 松平左衛門尉

三島ヨリ箱根迄四里休家根ヨリ小

田原迄四里八所



泊

大久保大藏大捕

小田原ヨリ古坂近四里

休

版取漢路守

古坂ヨリ夏沃近三里古所丁

泊

西庵主水正

夏沃ヨリ神奈川近五里古所丁

休

溝口主膳正

神奈川ヨリ品川近五里

泊

傳東豊後守

江戸詠籠御奉身於者

老體

駿馬

鷹

献上物負敷右分明二月除之

江戸遠為中田馬 上覧之柳野馬牙韓人引引

列

水肥老方駿馬

為牙取級駿馬

後後奉引駿馬

越利級駿馬

馬上文馬

陰馬

鷹馬

三足馬
捕可竹

從士

弓匠 既迄

弓掛

杖突

軍儀

上州奉小臺

杖突

駿馬

曲馬番附羽群 下被中物不祝

云

実産おれ分也 公々奉おせとて実地中
の知ル事難し依之書洩す法分こ知れり
人ありと増補する事りおらんのと

大坂旅籠信使為守中之事并小量病死之
事

新奉お坂子と後使江府に由るの心後と増補
の事りおらん事りお坂旅籠子と是初氏信使
為守中と本城冠和田と降らん為守お坂
後人お納し能たお正し日夜兵変の事苗と計
かりと以據り有りと此分別詳より事りし小

江戸子と由馳走

五百石俸禄大例城主

和後意江守

五百石長門長府城主

左利能登守

信使江府着登城車献上物曲馬の事

お納り大坂より陸地を經て二月十六日江府

旅籠に宿り

信使江府迄由る月子由馳走之次有あり

以て名と難事也 將軍家之前由馳走の

後名は有て書りしにぬ滞る之間に在所

に造大次第有ける子孫に傳はの教をか

次第に水酒の聲詠詠を水巻十重に重子

にこ抄収るに記述あり

三波登 城壁東海り 大坂子と見

し行列の通達し事あり

明解回より就と物

圖書 是日奉上の書胸也

大人考 織物 珊瑚珠 席之波

兜波 油布 油紙 扇子

燈籠

臺の因に足事宿と一族にて名を屋山氏とい

ふ此人回子有海より到て喧乱之を是なり也

医師桑見子房常と書さけ若生をへしとある

子よつて今我日身見物幸として来りしり柳

玄華靴前と着しより若分候りり元より注

事宿の一族ありては医師宿宿といふを頼と兼

世強し若生にしり初見百日本宗の宗子と不

候を元より初候く候奉し日を八て大坂と着

し以より前病再發と医師更と名ありかく候

て医師名を淡し甲けりて此病人難治あり去

あむらふ地子應じ取奉れ水木の誓り有り御
と在日身の医師を 見え居しと對方の後
人日改方やせしけり子強之對方の後人強談
して唯後といふ二天満造子平山久微として元
と對方の生の医師有ける而此日目に大坂花屋
室の朋友方へ見廻りまじりしを奉り是を想ふ
強しと此方やりて後人を 竹林守へ想ふ
けり又微羽解の医宿子對面し病人を見り子
十分子 眼血はしり目のふり黒く身を
く舌にけ脈虚ふして法虚火初の症といふ弱

群の医師の心も同意也兼せ乞て用ひける
子當石の医之心さしけり子強の誓り奉り
あし新て明群の人に 江府へ出るといふ前日
法奉宿よりお改の奉り新にやせしけり子強
系に強を二病人之誓子前一族子強強を強
りこりお改と由お改の強目子強強強強強
ハ強之為る中の奉り強強強強強強強強強強
由ハ強と有ける奉り新にやせしけり子強強強
強強強強強強強強強強強強強強強強強強強
強強強強強強強強強強強強強強強強強強強
強強強強強強強強強強強強強強強強強強強

子病りし者江邊をい江府へ趣けるまよつて
お坂奉新跡よりお毎日く竹林寺に使をせし
医師の口書を取りて道中迄病癒せしり月こ
人ま小童と人とも同知人子に病せしり月こ
老を思ひ人をおくま現人と彼人へ申せし年
次知子に似し顔内し子同し日身のお世を見
て忘る人と彼人ら親ておまの病癒ゆるも
のせ見こしとりや子を思ふ親の心の月心
と膝之病癒ゆるけりまよつて同元上の書
状読事信と一通物しまよ外に群世として

今春和國答 去歲韓中人

浮世海客足 可歸古地春

金山氏 二十二年

水を書物し死おしけり群世の月何と由來
と見へぬとも古郷を慕情ありと世の心ハ
り事 竹林寺の住僧も追善として佛事念以
りありしとや

雨水鞆船を換り事再か官口端之事

以て堂曆十四年二月上旬かり雨ふりて亦日

七海一ける元月派二雨ふりける見り物し
旅るうへ妙管をふり上りける子わ子旅か
可り是れ礼人として大子と終り呼刀をぬき
次の ありを察ける子とつと巻きて船
鹿とう浮ぶしと成て磨ける見是を見七件
半刀をのどへ突込川に飛こ人たり後人を見
見七廻船をぬし即け揚ヶける運山強り里け
見水と半時斗子しと生りへりける幸極も為
手お是れ見水とも子旅流せしと屋快しける
そは狂歌二

口福の元船少く見おる

冥庇おしの大喧嘩あふ

信濃江府出立之事善始訓身通河へ来見
之事

去れと透留延引し内光舟より有ありし習子
七候後赤羽の船を彼國より是れ舟子して日
舟二臨殿と思ふ物人舟を初ノ舟のふ巻を持
あり新こして東拂草 さすり世二日帯人二
黄草成りたけを對五の山通詞を白のこ交
希す口草と雪石し光年赤羽せし細大坂子て

多の人を賣りし世にせしもの、仕業や
大人格の中におよき人との人を賣る
て賣り事ありやうの目よりさしき事有け
まは此方とま羽前より大坂子とて廣東人
常買スル事所信止に彼方より是れよくあり
て大坂子とて勝り人を賣りしとや
やうの事一人より成りたりと利分を配
分せしとすべしとや要事を外に知る人か
うりしり此方操にあふとまりし相訓守憲信
常といふ人益明より人を知る事所か是と

或日小通詞能く傳説を味あけるを我と對言
を必しより者あり事と此類子強欲とや以
て人ありは油しとや油日人賣人も世油し日江
業之屋銀を物とほりのと貯り事 法に有る
業を破呈我國の物を舟のあとくさしと日身
人なりおらうに事言滋國新に此方を對言
へおそる此身のうへ星あり油く我にたり子
是を知流家子片匠の事とすかりし子仕たり
人陸是者國に捕りて處おれ止處し此後其
と文時と對言事は辨へ法を以し日後のとせ

し先子仕り人と詞正し其言ける子終まも亦
南し忽ち懐中筆日其片の筆可から以て当後子
被成外に其者もさ海やう子被成可被り自
務さやうの筆お知れかと聞に帰りても其種
子も有由し忽ち之腹おたしおむ腹よと筆休
りて甲也也と初訓尋も此座ハモ終りてお満
御しそ後名お懐しま海庵しと七別見けるも
活と質買の筆以れす筆終り以終あり筆の寫
傳宗を深く眼に私欲の筆もあがりりたぐ難か
と思ひけりたり如信使江野教も其滞りお満

三月十一日あるとお極りかの道中泊る信新
龍を大なる先達おの通り道中川、水多遠因有
之三月廿一日、遠在深松子宿しけ好上中旅
難に入り身休せし人とす養子初訓尋の三人又
かし宿新と承深のう治とふ宿新子七終り見
若教新ありしりそ祈助のむし書といふ道詞
是を中へ有り一方の筆おまじり書し七養子
石川一といふ初訓尋り日初お大押さかりり
如うの見若教新子宿せし筆おし油ホこも
教人そ宿新子宿り筆以て書おし宿を撰り功

船しや舟をわらうけ申ける通詞も五葉を荒
上して唐人らしして船にもすれと大切なる
りおこり油しくと似居たより子野系出で成
とも一節まへしと書はる初年大さき子出り
唐人に向島外の難きとて持しおちて
通詞を去り、可子お通詞も五葉と思ひしり
カ子子を包うけるを大幣子と引分ける地
通日唐人顔も見へる入込の時おれを物とせ
りしく難いと書取とも初年等の月と通詞
の月と申ける

侯使帰坂事四月七日夜臨事泊り旅籠駈

御使傳之事

朝鮮之人と云ふ事聞て出た留濤を湊山里を
城と國傳を御使傳の初年子成けり左師路か
た七早速急にける初子四月廿日大坂子着し
揚場より前のおとく引列し旅籠へ入ける地
日と有降ける子よの七浦後河過より列する
こくまし七防に水堂旅籠へ入りけ流地は前
七十日も箱出し事あはれと地かとも五日滞り
七九日とも出ると書へ一候之内外離外は凡

けしく元服日の往來繁し増産と請もあし後
 子四月七日夜臨幸者けりそ夜と旅館の人こ
 もあまりの孝孫子と初更の比より徳是し初
 愈し子入け給と難申訪りける後子初更の
 堂侍采と初列の第ハ元より徳目あり油灯お
 く百奉養事と夜、道中何そ江流もかく内し
 もお幣の人を已りなめしのことく自用こ廻
 しけるそ外番事と日致目子と養衆あきりり
 子有しりは此由のを請人、若せける抑初更
 の初更と本堂の尼水西の隅子しそ若身當を

板下子しりふ以て因をそ屋扉風子そ若のり
 以由子そ侍人用人月并南の入口子そむ
 箱の若湯茶の用と茶日奉と湯夜子と若そ
 初更と因子とつと一齊とし初更せし由の
 此若と警き誰成をそとあせけカ子若せかし
 人、初更に入て見まは初更の堂侍家月家
 の侍子と茶と深拓たり有尼由の若大子と警
 き此若と使は若初と七旅館大子と内日と必
 し三使と初更下の宿人若と若集りあ浮と必
 人とあそ若集けるは使と初かくは奉若りけ

百と早に門に世の如く出入を改諸方と心は
存置しと甲海に客傳家以年三十丑尋古郷十
子表三人有田と殊に對取は着着の解助し
の名を見し事よと通詞子も考もの様をせし
田のて経死を以て以へる前取かり人り新と
三徳より此方を對取易易のも告知せける
家の人と事より警考中言打控もせ遠上を介
へと踏初はる月夜を助りたり成りけり
か四月八日先此方城津新に辨に連使者を
おしける子孫そ式三傳易易對取の口上を述

けきとを新新子も警過易易ヨリ人を老人と
使者を帰し西き初五時子東の事新に新と此
方と選しを也より世に城代に在りて若所
に帰りぬ此百廿二 形りけるも百讀解の過
踏初おきて四門をり以て出入を留めぬ
と換使者人入来り易易の役人と仲の易易子
入死骸を改死見新に客傳家も死骸夜具子も
以て以て計の能く徳先の相の拘もあけし様
叙といふは日物々を以て子將と拘の如く
へ案述し見へ新新才才深くと切らるる

在と言見へけり換出よく改定は自家に
おしと書細に書記しそ夜書居せしもの
以上書おれそ言活に書新に書帰り
中述相おま新に書居の書月年そ夜書居せ
為者書り以書を一に一説以方子そ因子東
の名子居し信人り以書子自居の事新あり
人しおまの書居そ書居そに雅居者見そ以け
おけるお書居おり人と書居そ書居そ
そ以お成りそ書居そ有り居そ月居そ由居そ
神液も一書居そりそり

藤原の換出書入書居

此時書新に書居一應に換出そと書居
おし人書居そ居田牧居居の書人そあり又
に藤原の換出力此時藤原そ居居換出居
迎死候をふり付り物と人子書居そ居居入
九船の書居人そ居居人夫そと元船へ書
けり味く是そと活一と石濱居居おれ又換出
とそと見りけり人そ居居居居居居居居居
田中書居そ居居居居居居居居居居居居居
しそと居居居居居居居居居居居居居居居

我々唐しと云ける儀々大悟を新學の時計子件
 の要將せぬ掃りぬきし已前死せしなり元
 如く者のらふしとおもはれ候々之始則尋
 元のおとくありて見せける者則尋入て
 見込見ける子家子祇の血を掃く外の形を
 くをせけるも其子子掃し紐をハきつと掃りて
 と取き本此降よく改定見て先死候を此月此
 新こて初者あり候しと申候て九月より新へ
 掃り候の如くあり候る清りとね改め新こ
 自候とて申候しと候と彼と始則尋の因子と

也上、信也物も子取あく自候を仕、事あり
 おしとて実、自候せしもの取くと子子持し
 紐を多ふし倒せ 人子者り候子子子持し
 とおまき名が掃りしハきつあの一巻こりし
 新こりやうの事と思へるとくと味
 中と申は月々のもをいと困しまより彼と困
 衆あまきと改者より味しぬ海めり人子持あ
 けし味被方より申あ時味をせん子一生
 日華有ゆし物も時と著せし者外あり
 心と由候し逃申者とお改定也月とて終

子七奉おし

三後よりき新新正使者達入奉手詔候子
と為家内此候の事

新と詔難子と三後以下信人集と此奉を評候
め海陸奉者やけりて此後自答とのと中掃固
三和程持取候しと家と世人又難と城人のあ
と与者逃出と陣も物程よし先候もと為和の
此候と程事人子ありしと有と一役召と其外
新より逃月此有より逃者有中とと使者を掃
可取左又の趣と

朝
...
...

片層内致者と事甲と外大者にあり礼謝
難甲於物ルと此候と一宍此候と致善到
掃固仕ありと何と川と夜盗賊と形ノ者
逃来と掃固致者之物カ子難中何と給
密事と老之掃固致者何と仕候も其く給
身之月答仕と事答と候とと掃固と何と
程候と難甲此候掃固と致りて為新と掃
固と御人を善候掃固と口掃固と事と此
候事候との趣あり

是子よのて江戸教は注進格の齒を比くあり

とし同十一日幸新所は是日良并對面三子行
 後を被中泊し此等始初身の家二月程は此味
 可録との事也依之旅籠に日夜入込下もの
 由家内より外走之者罷ハ力及中名を宿迄を
 承此味之人教を中出ありとかり新細を教
 中田中由家内の帰れさせしは泊りも幼と夫子
 り旅籠に入門せりた也之内名初對面と家中
 箱に居居りし者く味出此等と後二月外子り
 此因に海更に入来んものかし物も時と由家
 中在由老人死き子ありは轉人之儀と彼者こ

七世味あり此者と春と海味味可仕家此因に
 而、内味味強強居居りし子り 遊上意成と
 有け此を由家内名禮の壽長用こり年と三夜
 旅居此と中まゝ存ありか此と中年と百子對
 在こり通詞經其信務といふもの此席に居さ
 り趣お是は此海といふと彼り初居を見せ強
 ぶ子初也、右旅四七中人三 equal 者由人強に
 是七改者を名西し けり子幼者右知といふ
 何とも可く海時節旅居するこは所傳あり
 連中人中人とらへ初と先居日と強強の手

聖りとしと名遠出しぬ三使そ外心事を者し
老人在も志をけるもや

狂者子

唐人をよとほふ子く是ととりく子

とふ所の事と内聖證劔

西席人の味三事と人衆因三事

此時旅羅子と四門と出入教書あり自覚有け

るとあり

狂者傳説と愛りしこ子出比引子揚子所

聖福等とつふ子引と狂僧と對面しゆ存

しと通以方と内用二和当地に着しと子

り尊分不快河とを尚存八か比と若生心

勿し音相表けるり元より狂僧とと須久

楊の事おはるに神教有 権所二心物と医

味の有ける子根と衆を用比若生教させ

けり此夕傳説はそり子狂僧を呼我一人

事あり抑以言内聖の旅羅子と證劔野人

のせし事子何り有深き誤け有と衆子子

を疑りしと現以風梳と此味教書述るに

く見ん中か強切と死せんといふ狂者大

子子營取とて是物もかし一先此所を立
運應し丹丸ニ我あり親親有我者より書
状を添人召急き彼方へ送應し油之苗地
不知葉のなる人し年久前在也こし小男
字如といふ此者を連まゝ嘉如といふ也
のといふ人通を習丹丸へと送此輩後此状
せしと也

此時旅籠に之傳書り中人業を在出傳書事
此方とゆへとも對取生しとて苗地之東西
さへ尋さる者おる也 万葉の卷も左の如く書

ふし假之先傳書之苗地に在りし初とて何れ
之新に引しとてあり子業を甲け方ハ初船子
り揃り七古船の板多しあり新の一船内ニ屏
風架取ハ傍に在りといふ是の解船所の事か
り人とし業をが連引けるり阿波屋おくは所
こし屏風を教しりて級人中傳書り事 力
こ屏風を甲けるも成程先口被せし初一寸
七柳筒り一ツ紙り型しりて後とまうはと
甲細子もせよ程後の有者之と屏風を甲級人
甲邊を七孫傳力とあり

細路をせせせお身几子任借甲けると成務伝
 家快借の親親子と一昨力ちよと来りり
 帰りのとと流る海方と来りり成知不甲
 と前後揃ぬ以上をう流れへし親子と甲ける
 日後人申任持りあそとし降を見と何子もせ
 上親親子とあをの味とと引を帰りける引
 遠と後人門前門田方丈と外物と所おくお政
 去とかり

四石配有捕子之事

如よりし如と十三日獲福者名必お身ける

子名と じける新流子と身嚴をけとと止事
 を不流甲けると傳務を如河成事を思以て也
 孝心必家仕小娘と甲けるり望と高野と集り
 古人と甲ける先と流子と身嚴獲福者禁獄と
 せとと流中後人捕子と者と集り諸方と差也
 子人とも因言理に由也と流と諸方と配りけ
 り減とと駿初務し諸方と配有と流しける
 傳務者も方と脊言り五人と寸計中肉子とと
 顔と名白く四角子ととせと大きし眼の孫と
 く眉拘籠しおら流下と都同の六角者也老人

上ニ為羽重程石津ニ有るしと早速甲必と
嚴重に觸り難

樺田河系に拘之奉

去物子新ニ是捕子配分子て我もくと思以く
子道を遠江と尋もと打害子樺田五郎配束口
といふ後人用意して有馬を去し引ける道
ニ嚴密子甲冑を新に能く得難と半即其如と
三人子て道を略し小島を城へ丹石子と志引
しりとも外先子と配脅迫り里吹味嚴密やう
子丹石ニ引し程等へ引束口しける子此等の

任將所用者之を取らぬと必し為者ニ因甲ける傳
務 入滞留せんといふ者俗々曰任將の

為身が是と止る事から以といふが傳務せ人
ありかく是子り西國へ下らんと思以し一而道
不兼用ふ是と池田へ来りけるハ此迄と諸般
人油にて吹味も嚴密俸成是と道を略へ去さ
ける物子月も常と十七日ニ有也 是と而

くへの小登野もつ是子有子きより火が借り
たまこす以引るを去子西國海道ハと尋
ニ此迄ニひたりある箱と去さりと云けり子

小屋の者若心濟ぬ俸あるものりおと思ひし
 う内をらぬ俸ありて西國海道を敷へんをより
 又申し南より大さおる池と端西より二俸に
 のり官是より額し候ふし隨分辭して電所
 此と敷にける三人をかしへの方へ引る由へ
 せ見をせ申し戸開きしおあをを新と葉内
 て一箱を乞けり主を必て見せせ此由待成り
 苗所の扱より夜より入侍候と此中奉成りた
 しといふ三人曰さも有りか人俸外奉外た
 有由の者外の箱を求人奉由若若也是取此所

子箱借して無縁へといふ徳りを候りいたし
 しく存る候箱借し申さ人お可ら苗所の扱
 成まハハ賜物ハ此方へ此方より申といふ
 賜き奉ありと名賜物を渡し候は主候候い
 子もておし果へ候比候子候比を董り候
 晴雨候ハへと云前奉と奉を候候比候比
 の書付子申しも遠ぬ風候あまを先、一向
 入て由のもしけりもて候しつ、主候に人候
 せ集見ける所より前道を敷ける小屋の者四
 五人あり候、候来り主より向以者りくの候り

すかちけり相こを弥伴の者ニ極りしと集し
人数を召こへをらせける先達を降田と有言
へ引しり思ひ南の事ゆき北の海せ川の邊
ニ極しり是幸と思ひて腰刀屋より池田の者
人跡を歩つといふ者を注進ニせしけり降田
と此注進を言ふりとりあへは有居り牧人引
連は引しり早小倉村ニを腰刀屋よりあらせに
よつて中級人若くは遠世を登極たり降田を是を
見り降こきとく照りとほりし此時傳説ハ
あり百事と已き少は物語して極ける新子教

の方御と危らんもの内はりしく御事やらん
とをある所ニ早敷子已降田捕手せ引連是迄
入て也 上意ありと噂已り大悟の絶子あり
以しりくと逃れをける傳説やゆけり思へとも
最前箱傷ルり也しき子腰物を破りぬきを是
家子思ひ如御せんとは先ら心けるせ大悟打
重つて三人子繩を懸けりる此時とや池田伴
丹杯ニも彼人お流しりちや降田を為り此所
へ集りしは遠老して自然降田の仕換しあり
ハ入勢らんと人数を引て扱しりちや池田伴

丹の所之言挑燈を立し門に弥所人為姓為海
とて妾を大帯と強懸る手侍誠と陣中のあり
さ由も勢やと美し才之明をハナリ日石捕し
三人ありふ子系也諸役人前後をいおし陣田
を先としとた波へを歸り早決事諸名へ去を
し故我ゆくと見物の者若神侍十三天内迄ま
七物を群集あり流狂身こ

押上雲の銅子ありし難まこる

いめんこりの生くさりの如

諸藩子七坊門之事

相大坂と着しりと世に穿へ入る所坐り味
之新痛より石捕るものあり人二帯陣の眾
人子あらさむと在坊向の陣を朝鮮人にも見
と人との事ありり毎日く穿座に當より罪人
を引連流籠に入て坊向すも諸役人中列座あり
りもと勢取易劫の役人お強口を後役人お配
子と侍流を初同經の陣子も見と和山翁お禁
福守同母にこ下人半脚おせ光として毎日こ
手を坊坊同流流更方切に罪人が是ハとして向
不齒莫齒悪くぬめたりとあり

旗門の分不多しといふとも公過の事
なり此れを書きしるす

日暮ふてりやう子散敷旗向ふをハさて彼方
子もおとらしと也思ひ此件の中級と初判
辱を先達と覺悟余り死骸を足付け元服
送りし不味味事子可、流罪も同級と兼ね
不味味成ルねとて宿を去り只人と知し右技
を教うたせし舟船へ出しける是も同じ初判
辱子て人におも人せらるゝとソへ九層目と
匹夫と成り子ける此百旗離の内と獄者同前

ふきけふ旗門前近も少へけり可、海峯は揚
の者多座も片目と地獄のありと因目の前
旗向と前代も少の事也先日五捕と級人中
下と近も面堂の廢義被下別もけり

物と曰わたり一候覺悟余り能事の事
是見しけはらへて流罪事と初判一向
ふ子油りせは己り要事悟らむとへ帰
しゆ牙のうへから人と禁し振ける道
ともは痛子事よせふよりらす見へしと
いふ事分悟れり此以ハ銀子ととり回

振貴日録の事と云又一説は岩傳家
 春の録を抄まふ録は子たの三貴記らト
 新大分の利をとりて上流にハ代屋の如
 し不甲大坂迄の中道中にて先登に想い
 振し油を先より運傳家を振す及由因
 程の事おれと流くも云可多く種に
 けると知りて上流代屋次第に事おれ
 要にせし由元より録を三流に流す身
 三懸る事の前後次第を録せしとも由ふ
 是も一理ありいつたり是あり事おれ

而くは振開日成るハ四月廿五日録を傳藏
 とい先録を止記を於此座にて傳藏に向以
 押此方の貴を以て有居を去りて此事有て新
 計以し物から人物の時を平定日録といふ物
 之を流し連油を流せぬとむいて之品を貯せ
 此人可記此事おしといへた永に後使を此地
 二為玉と名流を名せしむ時を流す罪重り
 七上子と名流り流り人新程を去る事おれ
 ハすこやうと白状す人しをかくハそ名流あ
 しり録へし白状のうへにおおてと上流の事

来子き子甲遠人間果に白状しと物るへしと
詞を和けり少せしりハ傳物も片ハ臨防、及
と寸毫傳字を子ニ整しやうす不傳白状子お
よ以ける是よりして若し以前務問の事、月
と関東へお伺し新東こても何角望也評並有
之地度と發之罪言誤同めありといへともり
やうニ程致子日を送り承ニ後使を留置人奉
仰お奉を好ニ似たり物るハとて罪を重しと
程濟也此多くの心をそふのふのこ政らすは
と日奉の恥辱あり地奉と誰彼の口漏ありと

罪をきき見一人を断罪しそ解と泣の滋味と
すへし和とへりむらり雲奉ありとも私の口
痛と以力時ハお困子難者有し重罪子新事
何かりち日奉の養子ありや只罪を誰ケ一韓
家をおたは一日も早く帰国させんとて大坂
ハ長野の被 御丹也致人佐原を居て急す大
坂日奉を飛子せける此也致人仲四月廿七日
ニお坂に着し終不面地を新新に對面有て左
原ニ橋を述力新昨日白状せし因こて地橋早
打を以江戸注進お流し返る事致致人せ遣へ

旅歸 氏より先世等二月終子侍給々後活しあ
 りんと七轉若へ中入し所三使將流を改免諸
 官人二月月感候を曰し出ける 以子と為奉
 引諸叙人中此後免ふの方子と三使官人列を
 曰しそ外勤官易勤の叙人列座し和群二十位
 日等の中叙人是不と意上子配号し大階の者
 侍座せ引出しける則叙人出座者侍座二向後
 二活しあ流と云云

其石後此が儀候二随通詞叙を以諸事大
 切二可仕り奉事加二此節を仕出し初刻

尋常を控旅歸を著し踏初させ刻出奔
 仕取架云後同以振務是二不違候々重罪
 二禮 深月二新寛者之由以活を以新罪
 二甲月ル者之

其二通後上し子傳務平伏して詞かして後通
 詞より後活しの為三使へ通達しける子官人
 若は峰と三使の中神候して甲けるは此新子
 七成敗身之候を二以活若古切の罪人新罪は
 此方若見相甲さして帰國の御我二重辱とあ
 力入し首冥換のミ子とて事活由一死とくハ

新罪のやうな石物見届け申す今一應申評
 後ありしと申送りける事なれども傳説を
 成敗し有官換させ人と思ひしと名に於て
 之まゝ東へ早打申す申上け申す日之成敗ハ止
 子けり新て丑月朔日公案を更け御明二日子
 之ニ周家におわて傳説を成敗銀 仰付申す
 矣迄このまゝ層有て見届物入し申す地之者
 大島子と名す用事有申す且又人教も不替
 子て可被必と申せしける事物子明也之丑月
 二日月方の時若然申傳説を引出しかあ子兼

て大階前法をかふ打て福銀へ来りける明料
 の名子も列せ正し証轉有者より前法を去せ
 打しえ列

福多 抄振人之外へ 拂ひ附多

大身銀 所道具名に

警固あゆむ 証事傳説 かあ子 兼也

杖突 警固

上へ官兼物 上へ官書上

上へ官兼物 上へ官次官書上

小量書上 中官 二部二あふは者候に 輕打付けたり

此因に衆を拵たるも有級を帯せしむ有
けるといふ

薩 四孝

者龍日記

上官三人

中官少佐人

下官十五人

右官新新片級人多

新新と新級人

与日同心

右官と新級人

右級人回響

右に新列して西横橋の西側を南へ新道に橋
の北側を西へ前へ島より船を繋り新築し

橋新ニと外やりいと橋向に因矢車三十間を

西東役人サと整固す相照着て罪人を船より

揚げ級人揚りてと外の船を矢車の東へ着

て朝鮮唐人船より乗換り新に罪人を引揚へ

新罪有ける

省と級と一ツ子して為入怪しと之省切

級と然りて或は新をといふ切級人子

と見事有きりといふ

事漏れ以前の道布を紐帯して町に門を打人為

ありけりて是れ道布に揚りて人群集りて見物

務事之能事付成致ありしりて朝鮮人帰
國の者も名を預し且月六日と申定ル相又傳
藏の御居と者名と遠西の海濱と見へ所の事
もおしと海濱と名を預る六日子成しりて海
濱所而堺部と北へ見相群集す此日を五子成
り帰國の道中行列先のおとくおれと衣履お
も正しりらすをふく成俸あり川船より元船
へ乗移る相又先達お病死せしお登り死骸を
蓋傳承り死骸をふく船を艘とて舟國へ歸
ると之を日者と元船へ乗移りしり船と申出

明七日も天啓ありく翌八日吹風おれ日連船
が浮へる處へと乗出しけり
お坂所中と水の出し跡のおとくありしと之
聖福寺の外免の智布子船け居と者も重仁と
お改道して罪を怪くおし終ふと少南勅取者
の代と天地と者も久しお船へ

明正三十八年八月甲寅

48 26

和韓秀陶集卷之十終

司法省

司法省

司法省文庫

第 號

4826

司法省

